

平成 21 年度税制改正に関する要望

平成 20 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、幾度かの停滞を経験しつつも平成 14 年初めから徐々に回復が続けてきていますが、昨年来の原油・原材料価格の高騰や為替相場の変動、米国における金融・資本市場の不安定な状況及び経済減速が進展する中、今年に入りその回復は足踏み状態となっています。

こうした中、経済の安定成長を持続しつつ、少子・高齢化社会のもとでも、国民一人ひとりの豊かな生活を実現することが、今後の日本経済の最重要課題であります。そのためには、経済の重要なインフラであり、新規産業をはじめとする企業への適切な資金供給及び個人等の金融資産の適切な投資機会の提供を担う証券市場を、活力があり公正で透明性が高く、信頼できる市場として整備・確立することが急務となっています。

証券界は、こうした認識のもと、多くの国民が安心して投資を行うことのできる市場の確立を目指し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとしていくため、我が国の個人金融資産に占める投資商品の保有割合を、現在の約 12%から欧米並みの 30%に引き上げるという目標を掲げています。

このような目標を実現するに当たって、金融証券税制は「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための重要なインフラであります。現行税制は個人投資家の市場参加の促進に大きな役割を果たしているものの、「貯蓄から投資へ」の流れは未だ途半ばであり、投資環境の整備及び市場の国際競争力強化といった観点から、さらなる金融証券税制の改革が必要であると考えます。

また、平成 21 年及び 22 年の間、上場株式・公募株式投資信託の配当等・譲渡益については、一定額を超える場合に確定申告が必要となりますが、制度が複雑化することや確定申告に伴い配当・譲渡益課税以外の追加負担（国民健康保険・介護保険料等の負担増など）が生じ、軽減措置の意義が減殺されるばかりではなく、源泉分離課税で完結する預貯金利子等に比べて著しく不利な取扱いとなり、「貯蓄から投資へ」の流れを逆流させることになりかねません。上場株式・公募株式投資信託の配当等・譲渡益については、上限なしに 10%課税とし確定申告を不要とする簡素な税制としていただくよう強く要望いたします。

このほか、老後に備えた資産形成を後押しする税制措置として、日本版 ISA の創設や確定拠出年金制度の拡充についても、重要な施策であると考えます。

個人が金融商品への投資を幅広く行うためには、簡素でわかりやすく、金融商品間の中立性に配慮され、個人のリスク許容度を高めることができる制度整備が不可欠であり、そのためには、実務的な課題を十分に検証したうえで、利子所得も含めた金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要があると考えます。

つきましては、平成 21 年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための簡素な税制措置

1. 平成 21 年及び 22 年の間、個人の受け取る上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益については、制度の複雑化や確定申告に伴う税以外の負担の大幅増によって「貯蓄から投資へ」の流れが減速することを回避し、投資家の安心と利便性を確保するため、上限なしに 10%課税とし、確定申告を不要とする簡素な措置を講じること。特に、退職者層（60 歳以上の個人）等について、長期的に非課税とすることも含め、特別の配慮をすること
2. 「貯蓄から投資へ」の流れを促進し国民が自助努力で老後に備えた資産形成を支援するため、英国の個人投資優遇制度（ISA）等を参考に、上場株式等の配当金・譲渡益及び公募株式投資信託の分配金・譲渡益について非課税とするなどの長期的な視野に立った制度を導入すること
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の排除の徹底を図ること

（注 1）上記 1 のうち、上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡益について確定申告を不要とする措置については、源泉徴収選択口座（特定口座）における譲渡益について確定申告を不要とする措置とする。

II. 確定拠出年金制度に関する税制措置

1. 特別法人税を撤廃すること
2. 拠出限度額を引き上げること
3. 確定拠出年金制度について、制度上企業型における従業員拠出を認め、税制上の措置を講じること

III. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 株式等の譲渡損益の通算対象に、デリバティブ取引（外為証拠金取引を含む）及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること
2. 特定口座において上記 1 に係る譲渡損益の通算対象の拡大措置を認めること
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を 3 年間から 7 年程度に延長すること

（注 2）「上場株式等」には、非上場であっても、取引価格が公正に形成され、証券会社で取得価額が把握できるグリーンシート銘柄などを含む。また、「デリバティブ取引に係る取引損益」には、有価証券貸借取引に係る貸借料や配当金相当額等を含む。

（注 3）上記 1 及び 2 を実施するに当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。

（注 4）公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。

IV. 投資信託等の活性化に向けた税制措置

1. 不動産投資法人等に係る不動産取得税の軽減措置を恒久化又は延長すること
2. 投資法人に課せられている 90%超配当要件等の導管性要件を改善すること
 - ① 90%超配当要件に係る判定式を改善すること
 - ② 一時差異の繰越調整制度を導入すること
 - ③ SPC 等への出資規制を改善すること
3. 投資信託が信託財産で保有している匿名組合出資持分からの利益の分配に係る源泉徴収について免除すること
4. 金銭による解約又は償還を行う上場投資信託（E T F）の解約・償還に係る差損益については、受益者が法人の場合を含め譲渡による差損益（所得）とみなすこと
5. 特定目的会社が他の特定目的会社が発行する複数の特定社債を取得し、新たな特定社債を発行することができるように一定の要件を満たす特定目的会社を租税特別措置法第 67 条の 14 に定める機関投資家に含めること

V. 公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債及び地方債以外の公社債）の利子について非課税とすること
2. 国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書について、包括的記載及び継続的効力の規定を設けること

VI. 延長・恒久化要望

- 上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長すること

VII. その他

【特定口座関係】

1. 特別口座で管理される上場株式等及び担保権解除等で返還される上場株式等（株券電子化前に担保設定がなされていたものに限り。）並びに相続又は贈与において被相続人又は贈与人の特定口座にて管理されていない上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
2. 従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
3. 上場等の日前に取得した上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
4. 担保設定等により担保設定者が開設する特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託について、一定の要件のもとに、特定口座への再受入れ（一部が処分されている場合も含む。）を可能とする措置を講じること
5. 合併等の対価、取得条項の行使による株主への対価等として交付される上場株式等（課税繰延要件を満たさないもの）について、一定の要件のもとに、特定口

- 座への受入れを可能とする措置を講じること
6. 生命保険会社の組織変更に伴い社員（保険契約者）に割当てられた株式について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
 7. 福利厚生制度で積立した公募株式投資信託（例えば給与天引ミリオン類似のもの）について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
 8. 投資クラブ専用の特定口座の開設を可能とすること

【特定管理株式等関係】

9. 特定口座にて管理されている上場株式等が上場廃止になった場合で、引き続き振替口座簿に記載又は記録されている株式等について特定口座における継続管理を認め、当該株式等が無価値化した場合、当該株式等の無価値化に伴う損失を特定口座での通算を可能とする措置を講じること
10. 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関し、みなし譲渡損失の繰越控除を可能とするとともに、特定管理株式が特定管理口座から払い出された場合においても、一定の要件のもとに、同特例の適用を可能とする措置を講じること

【その他】

11. 発行会社が資本剰余金を原資とする剰余金配当を行った場合には、それに伴うみなし配当の額、純資産減少割合の数値を、遅くとも効力発生日の2週間前までに証券会社へ通知することを義務付けること
12. 銀行等の外国子会社が発行する優先出資証券に係る投資家につき、留保金額の益金算入の適用を除外する措置を講じること
13. 税法上の告知等において必要とされる本人確認書類につき、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一すること
14. 配当等の支払通知書等及び特定口座年間取引報告書の電子交付（PDF）書類のプリントアウト版を確定申告書の添付書類とすること
15. 株式及び株式投資信託の贈与・相続について、その評価額を「現行制度の70%相当額」又は「直近1年間のうち最も低い最終価格」のいずれか選択できるような課税の軽減措置を講じること
16. 非居住者若しくは国内に支店等の恒久的施設を有さない外国法人が投資事業有限責任組合の有限責任組合員になった場合の所得区分につき、国内の事業から生ずる所得として認識するのではなく、投資事業有限責任組合の業務の内容に従った各種所得として認識できるようにすること

以 上